〈種別変更〉　組合員 ⇒ 短期組合員

【組合員の記号・番号は変わりません。】

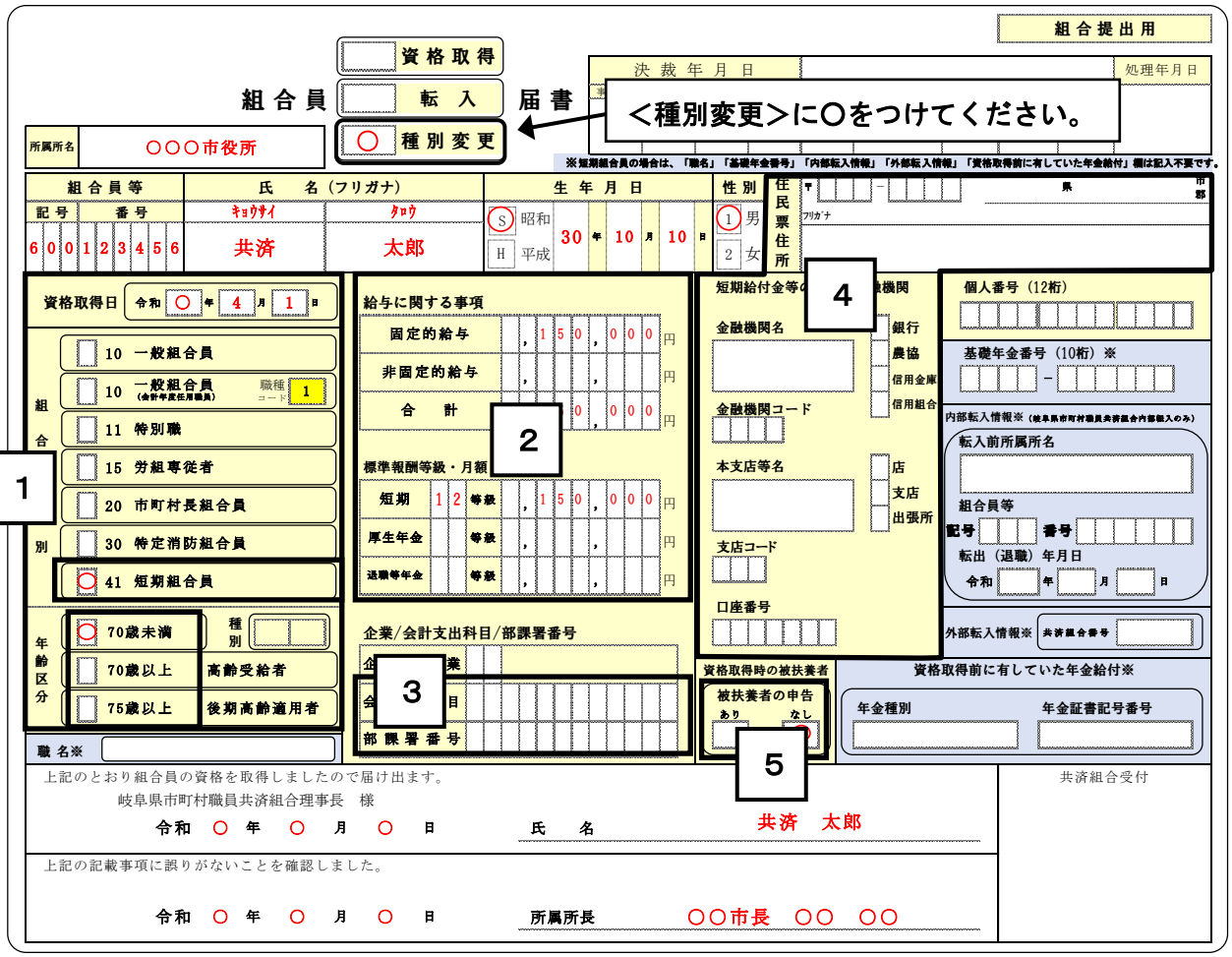

1	資格取得日の欄に種別が変更となった日を記入し、組合員種別･年齢区分の欄には該当する箇所に○をつけてください。
2	**厚生年金保険法で適用される報酬月額等を「短期」のみ記入してください。** （厚生年金の標準報酬月額に合わることになります。）
3	必要に応じて１～12 桁以内の会計支出科目及び部課署番号が登録できます。
4	種別変更前と変更がなければ記入の必要はありません。
5	**組合員の時と同じ状況でも「被扶養者申告書」を提出してください。** **その場合の添付書類は必要ありません。**（注１）

【添付書類】

・退職届書【年－１】

・組合員期間等証明書【年－２】

・被扶養者が有の場合、「被扶養者申告書」及び「扶養の実態に関する申立書」

※被扶養者が配偶者の場合、「国民年金第３号被保険者関係届」も必要です。

（注１）ただし、状況が変わる時は、その他「添付書類一式」も必要【扶－１～９】